

平成29年度 元自衛官の再任用に関する募集のお知らせ

1 受付期間

平成29年9月6日（水）～平成29年10月6日（金）

2 採用予定数

約25名

3 応募資格

(1) 幹部

ア 幹部として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の初級運用特技以上を有していた（看護官にあつては、幹部初級課程「衛生科（看護師）」を修了した）元陸上自衛官

イ 任用期日（採用日をいう。以下同じ。）において、元自衛官再任用訓令に定める年齢の者（※）

(2) 准尉及び曹

ア 曹として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の中級特技以上を有していた元陸上自衛官

イ 任用期日において元自衛官再任用訓令に定める年齢の者（※）

※ 元自衛官再任用訓令に定める年齢

| 階 級 | 年 齢 |
|--------|-------|
| 3曹及び2曹 | 48歳未満 |
| 1曹及び2曹 | 49歳未満 |
| 准尉以上 | |

(3) 士

ア 士として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の初級特技を有していた（初級特技の設定がない特技については、中級特技を認定される要件を離職前に具備していた）元陸上自衛官（ただし、退職時に陸士長であった者に限る。）

イ 原則として任用期日において30歳以下の者。任用期日において31歳以上34歳未満の者を再任用するに当たっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる要件を有し、かつ、任命権者が部隊の精強性向上に資すると認める場合に限る。

(ア) 職種の特技以外に付加特技を有していた者

(イ) 自衛隊を退職した後、特別の資格又は技術を取得した者

(4) この試験を受けられない者

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者
 - 成年被後見人又は被保佐人
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考等

(1) 受験手続

ア 志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4版)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「元自衛官の再任用志願書類」の請求であることを明記してください。

自衛官募集ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>)から志願書類を印刷することもできます。

イ 志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

| 項目 | 内容 | 必要数 |
|--------|---|-----|
| 志願票 | 所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入) | 1部 |
| 自衛隊受験票 | 志願票と同じ写真を貼ってください。 また、応募種別欄のその他を○で囲み、()内に「元自衛官」と記載してください。 | 1部 |
| 返信用封筒 | 宛先を明記し、返信用切手(82円)を貼ってください(注2) | 1部 |

注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。

ウ 志願に関する注意事項

(ア) 志願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しないことがあります。また、受理後は、志願事項の変更は認めません。

(イ) 志願票受理後は、いかなる理由があっても志願書類は返却しません。

(2) 選考期日及び選考会場

担当方面隊より本人に通知します。

(3) 選考要領

ア 第1次選考

書類審査により選考します。

イ 第2次選考

口述試験及び身体検査により選考します。

5 採用予定者等への通知

(1) 第1次選考合格者の発表

ア 合格発表日：平成29年11月1日（水）

イ 2次選考受験票を本人宛に送付します。（不合格者には通知しません。）

(2) 2次選考合格者の発表

ア 合格発表日：平成29年12月4日（月）

イ 合格通知書を本人宛に送付します。（不合格者には通知しません。）

ウ 合格者は、採用候補者名簿に記載され、意向調査を実施します。採用に応諾した者は採用予定者となり、採用通知書を本人宛に送付します。

エ 採用予定階級、採用予定部隊等については、採用通知書に記載します。

6 処遇等

特別職国家公務員（自衛隊員）としての身分を有します。

7 職種の指定及び特技の付与

(1) 職種の指定

ア 原則として自衛官を退職する際に指定されていた職種を指定する。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合には再任用者の希望する職種とすることができる。

(ア) 再任用者が自衛隊を退職後、特別の資格又は技術を修得し、これに関係のある職種を希望する場合

(イ) 再任用者が自衛隊を退職後、相当な期間にわたり従事した職業又は職務に関係のある職種を希望する場合

(2) 特技の付与

原則として自衛官を退職する際に保有していた特技を付与する。

8 その他

(1) 住所等を変更した場合

志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに志願書類提出先（自衛隊地方協力本部）に書面にて連絡してください。

(2) 受験のための費用は自己負担になります。

(3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

主な身体検査の合格基準

| 検査項目 | 男 子 | 女 子 (注1) |
|---------------------------------|---|---------------|
| 身 長 | 155 cm以上のもの | 150 cm以上のもの |
| 胸囲・体重 | 身長と均衡を保っているもの(合格基準表参照) | |
| 肺 活 量 | 3,000 cc以上のもの | 2,400 cc以上のもの |
| 視 力 | 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上であるもの 裸眼視力が0.1未満は屈折度測定により評価する。 | |
| 色 覚 | 色盲又は強度の色弱でないもの | |
| 聴 力 | 正常なもの | |
| 歯 | 多数のウ歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの | |
| その他 血液検査 尿 検 査 胸部X線検査等 | 1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患にかかわる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん等を除く。) (5) 過度の肥満症 3 開腹手術の既往歴(ただし、腹腔鏡下手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの、外そけい・臍ヘルニア根治術、腸管癒着症状を残さない虫垂切除術を除く。)のないもの 4 刺青がないもの・自殺企図の既往歴のないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの | |

注1：女子は、身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

注2：「既往歴」「手術歴」のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

注3：故意に事実と異なる申告をした場合は、判明した時点で不合格となることがあります。

注4：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障をきたす疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について検査の対象となります。

身体検査時における合格基準表（身長、胸囲及び体重）

■ 男子

| 身長 | 胸 囲 | 体 重 |
|--------|-------|-------|
| cm | cm 以上 | kg 以上 |
| 155.0～ | 77 | 47 |
| 158.0～ | 77.5 | 47.5 |
| 161.0～ | 78.5 | 48 |
| 164.0～ | 79 | 49 |
| 167.0～ | 80 | 50 |
| 170.0～ | 80.5 | 52 |
| 173.0～ | 81.5 | 54 |
| 176.0～ | 82 | 56 |
| 179.0～ | 83 | 58 |
| 182.0～ | 84 | 60 |
| 185.0～ | 84.5 | 62 |
| 188.0～ | 85.5 | 64 |
| 191.0～ | 86 | 66 |

■ 女子

| 体重超過の 判定基準 | 身長 | 胸 囲 | 体 重 | 体重超過の 判定基準 |
|---------------|--------|-------|-------|---------------|
| kg 以上 | cm | cm 以上 | kg 以上 | kg 以上 |
| | 150.0～ | 74.5 | 43 | 58 |
| | 152.0～ | 75 | 43.5 | 59.5 |
| 69 | 155.0～ | 75.5 | 44 | 62 |
| | 158.0～ | 76 | 44.5 | 64.5 |
| 71.5 | 161.0～ | 76.5 | 45 | 67 |
| | 164.0～ | 76.5 | 46 | 69.5 |
| 74 | 167.0～ | 77 | 47.5 | 72 |
| | 170.0～ | 77.5 | 49 | 74.5 |
| 76.5 | 173.0～ | 78 | 51 | 77 |
| | 176.0～ | 78.5 | 53 | 79.5 |
| 79 | 179.0～ | 79 | 55 | 82 |
| | 182.0～ | 79.5 | 57 | 85 |
| 81.5 | 185.0～ | 80 | 59 | 88 |
| | 188.0～ | 80.5 | 61 | 91 |
| 84 | 191.0～ | 81 | 63 | 94 |
| | | | | |
| 86.5 | | | | |
| | | | | |
| 89 | | | | |
| | | | | |
| 91.5 | | | | |
| | | | | |
| 94 | | | | |
| | | | | |
| 96.5 | | | | |
| | | | | |
| 99 | | | | |

